

福岡県公報

平成二十一年十月十四日
第三千二十六号
増刊 ①

目次

再掲
福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程 (自然環境課) …………… 一

正誤
福岡県水防施設費補助規程 (昭和五十年三月福岡県告示第四百九五号) 中正誤 …………… 二

再掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十八号

各保健福祉環境事務所

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第七十八条第一項の規定に基づき、県の鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため鳥獣保護員 (以下「保護員」という。) を置く。

第二条 保護員は、次に掲げる者のうちから知事がこれを任命する。

- 一 鳥獣保護及び狩猟について知識を有する者又は鳥獣保護区及び休猟の地区内に住所若しくは居所を有する者
- 二 福岡県猟友会各支部会長又は日本野鳥の会福岡県内各支部長が推薦した者

三 その他知事が適当と認める者

2 前項の保護員は、非常勤とする。

3 保護員の任期は、一年とする。ただし、再任することがある。

4 知事は、第一項の規定により任命した保護員のうち不適格と認めた者があるときは解任することがある。

第三条 知事は、前条の規定により任命した保護員に法第七十五条第四項に規定する証明書を交付する。

2 保護員は、その職務を行うときは、前項の証明書及び別に知事が交付する鳥獣保護員手帳を携帯しなければならない。

第四条 保護員は、次に掲げる職務を行う。

一 鳥獣保護区及び休猟区の管理に関すること。

二 狩猟取締りの実施に関すること。

三 一般住民及び狩猟者の指導に関すること。

四 鳥獣保護事業に係る普及啓発に関すること。

五 鳥獣に関する諸調査に関すること。

第五条 保護員は、職務執行中法の規定に違反する事実を発見したときは、直ちに、次に掲げる事項について警察官及び法第七十六条の司法警察員に通報しなければならない。

い。

一 違反者の本籍、現住所、職業、氏名、生年月日、免状番号及び猟具

二 違反の日時及び場所

三 違反事実の内容

第六条 保護員は、狩猟期間中は週二回、その他の期間中は月二回、管轄区域内を巡視しなければならない。ただし、保健福祉環境事務所長が必要と認めた場合は別途知事の指示する年間巡視回数範囲内で一箇月の巡視回数を増減することができる。

2 保護員は、職務執行中は、職務に専念するものとし、保護員が狩猟免許を受けた者である場合であっても狩猟をしてはならない。

3 保護員は、当月分の巡視報告書 (様式第一号) を、翌月の五日までに、所轄保健福祉環境事務所長に提出しなければならない。

第七条 保健福祉環境事務所長は、当年度の鳥獣保護状況報告書 (様式第二号) を翌年

正誤

50・3・29	発行年月日
7187	公報 番号
告示	種類
495	同上 番号
9	ページ
	上 欄
	下
9	行
	備考
この規程は	正
この規則は	誤

度の四月三十日までに取りまとめ知事に提出しなければならない。
 附則
 (施行期日)
 1 この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程の廃止)
 2 福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程(昭和三十八年十月福岡県訓令第二十七号)は、廃止する。